

令和6年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年4月10日（水）

招 集 場 所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 舩越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員
橋本愼一委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 藤原主任 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等

促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第1回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号6番の木村委員と議席番号7番の公本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定の議案に訂正があります。みなさまの机上にありますのでご確認をお願いします。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号1の浦津・高島から、番号5の両三柳について一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください

番号1 番浦津と高島の議案について説明いたします。先に浦津の申請地について農業集落排水春日処理施設近くにあります田1筆396平方メートルの農地をこの度合意され、夫婦間で贈与されるものです。続いて高島の申請地について八幡橋から北に約400メートルの位置にあります田1筆1,238平方メートルの農地をこの度合意され、同じく夫婦間で贈与されるものです。

番号2 番淀江町中間の議案について説明いたします。大和保育園近くにあります田1筆1,008平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号3 番淀江町佐陀の議案について説明いたします。ナフコ米子東店近くにあります畑1筆900平方メートルの農地をこの度合意され、親子間で贈与されるものです。

番号4 番橋本の議案について説明いたします。奈喜良橋近くにあります畑1筆459平方メートルのうち143.46平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号5 番両三柳の議案について説明いたします。加茂中学校近くにあります畑1筆651平方メートル、田1筆111平方メートル合計762平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

3条許可案件は以上5件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号1の浦津・高島について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路農業委員

番号1の補足説明をさせていただきます。夫婦間で贈与するものです、許可について問題ないと思います。春日地区については、春日地区担当委員さんお願いします。

安井農業委員

高島の申請地について補足説明をさせていただきます。4月2日に森中推進委員と現地調査を行いました。許可について問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。

議長（角会長）

番号2の淀江町中間と番号3の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

まず2番の補足説明をさせていただきます。3月31日に高濱推進委員と現地調査を行いました。長年譲受人が耕作をしており、許可について問題ないと思います。

次に3番についても、許可について問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

番号4の橋本について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

番号4の補足説明をさせていただきます。3月27日に福長推進委員と事務局の3人で現地調査を行いました。許可について問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

番号5の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

番号5の補足説明をさせていただきます。3月29日に泉農業委員と大縄推進委員で現地調査を行いました。許可について問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5 ページ、議案第 2 号をお願いします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する、第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは 6 ページ、番号 1 の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

1 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、農業用倉庫を計画したものです。4 月 3 日に現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、発生しません。水利組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 5 0 0 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号 2 の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

2 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。3 月 27 日に角農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ 1.2 メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、農道使用にかかる同意米川土地改良区の意見書、法定外公共物専用許可書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第 2 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号 3 と番号 4 の大篠津について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

3 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。3 月 27 日に角農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ 1.2 メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第 2 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて、4 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽

光発電施設及び進入路を計画したものです。３月２７日に角農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．２メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、３００メートル以内に駅がある農地で、第３種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは７ページ番号５の彦名町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

５番の議案についで説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。４月１日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は、最高８０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、Ｌ型擁壁高さ１４０センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意と実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号6の両三柳から番号8の河崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

6番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。県道工事の一時転用中の農地に店舗移設を計画したものです。転用目的は、店舗敷地を計画したものです。3月29日に泉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は最高102センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ140センチメートルを設置します。雨水の排水について、溜桝から農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

続いて、7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月29日に泉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は、最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、コンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

続いて、8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、譲受人の会社の既存施設の拡張で、8月総会で許可された案件ですが、譲受人を法人から会社役員に変更したいと再度申請されたものです。転用目的は、資材置場を計画したものです。3月29日に泉農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、会社で所有している60センチメートル×60センチメートル×150センチメートルのサイズのコンク

リートブロック擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内に駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（角会長）

続いて、8ページ、議案第6号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号4-1から15ページ番号4-23まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案11ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

番号4-1から番号4-3は再設定です。

番号4-4から番号4-5は新規設定です。

番号４－６から番号４－７は再設定です。

番号４－８から番号４－１１は新規設定です。

番号４－１２から番号４－１３は再設定です。

番号４－１４から番号４－１６は新規設定です。

番号４－１７から番号４－１８は再設定です。

番号４－１９は新規設定です。

番号４－２０から番号４－２２は再設定です。

番号４－２３は新規設定です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、まず、１１ページ番号４－１を採決したいと思います。これについては、関係者の大縄推進委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

次に番号４－２から１５ページ番号４－２３までを採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

それでは、所有権移転各筆明細について、１８ページ番号４－１について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案１８ページ所有権移転各筆明細について説明いたします。

番号４－１所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

それでは、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、１９ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、２０ページ番号４－１から３８ページ番号４－８２までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案２０ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。今月は件数が多くなっておりますが、多くは富益町基盤整備事業に関連するものです。

２０ページ番号４－１から２１ページ番号４－８、２４ページ番号４－１９から２６ページ番号４－２０－３、２７ページ番号４－２６から２８ページ番号４－２７、３０ページ番号４－４２から３２ページ番号４－４９、３７ページ番号４－７６、３８ページ番号４－８２について、富益町基盤整備事業における一時利用地指定されたものについて利用権設定するものです。

富益のは場整備では、事業区域を３工区に分けて圃場整備を行います。工事期間中でも整備が完了した圃場を耕作するために一時利用地の指定を行います。圃場整備の事業要件として事業区域全体の間管理機構の活用が必須です。令和３年に地権者と中間管理機構の間で契約を結んでおり、事業区域内の農地は全て中間管理機構が中間保有しております。令和６年２月時点で既に１工区の圃場整備が完了し、鳥取県より一時利用地の指定が完了しましたので、中間管理機構と耕作者の契約を今回の議案としてあげさせていただいております。議案の中に地権者、耕作者と同じ名前の方がおられますが、事業要件として中間管理を活用しております。

続きまして、21ページ番号4-9から24ページ番号4-18、26ページ番号4-21から27ページ番号4-25、28ページ番号4-28から30ページ番号4-41、33ページ番号4-50から37ページ番号4-75、38ページ番号4-77から番号4-81について、近隣は場の耕作者であるため 権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、まず、20ページ番号4-1から37ページ番号4-73と37ページ番号4-76から38ページ番号4-82までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、37ページ番号4-74と4-75について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。41ページから42ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、43ページから44ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、45ページから47ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、9件を受理しています。

次に、48ページから49ページの非農地現況証明について、11件を証明しています。

次に、５０ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、１件証明しています。
最後に、５１ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、３件報告を受けています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

５月１０日市役所４階４０１会議室におきまして、５月定例総会を開催予定としております。午後１時３０分に４０１にお集まりください。次に、４月の農地相談会は令和６年４月２２日午後２時から大高公民館、令和６年４月２４日午後２時から巖公民館となっております。私からは以上です。

議長（角会長）

これを持ちまして、第１回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後２時１５分